事 務 連 絡 平成23年4月5日

岩手県、宮城県、福島県 医療主管課 御中

厚生労働省医政局医事課

死体検案書の作成に関する留意事項について(その2)

今回の東日本大震災に係る死体検案については、「死体検案書の作成に 関する留意事項について」(平成23年3月17日付け厚生労働省医政局医 事課事務連絡)により死体検案書の作成に関する当課の考え方を示したと ころであるが、今般、その他の留意事項を下記のとおりお示しするので、 御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知 方お願いする。

記

医師法上、死体検案書には死亡者の氏名を所定の様式に記載すること (医師法施行規則第20条)とされているところであるが、今回の東日本 大震災に係る死体検案書の作成に当たり、身元不詳の遺体を検案した際に は、氏名等が不詳の場合には、当該記載欄に「不詳」と記載する等、記載 漏れではない旨を明確にしていただきたいこと。